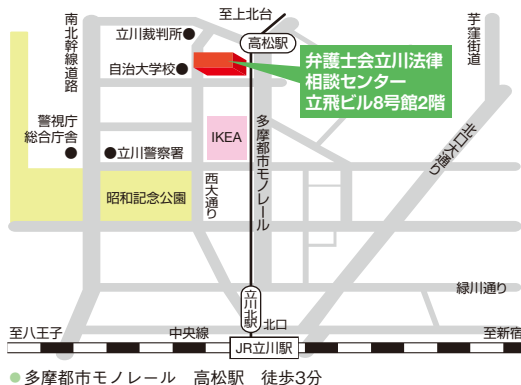
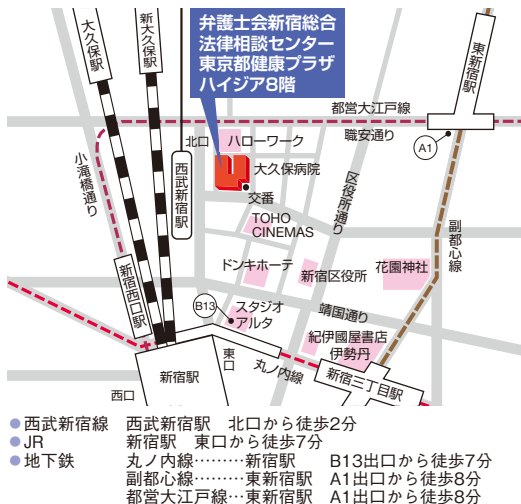
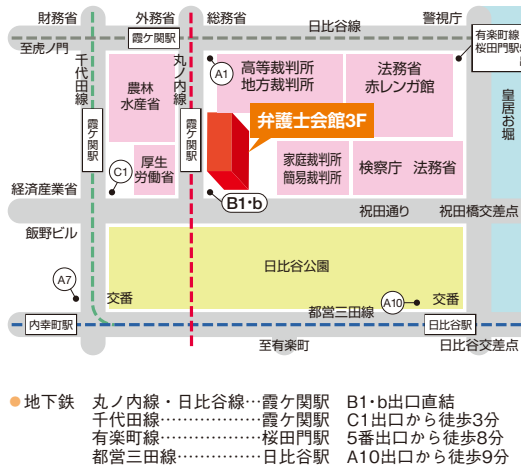




相談日は月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始等を除く）
お電話で予約をしてからお越しください

相談日や相談時間を変更している場合があります。各相談所にお問合せください。

霞が関相談所（東京支部事務局）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階

予約
お問い合わせ **03-3581-1782**

電話受付時間 午前9:30～12:00 午後1:00～4:30（月～金の平日）

相談時間 午前 ①10:00 ②10:40 ③11:20
（令和7年1月現在） 午後 ④1:00 ⑤1:45 ⑥2:30 ⑦3:15



面接相談のネット予約ができます



新宿相談所

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1

東京都健康プラザ ハイジア8階 弁護士会新宿総合法律相談センター内

予約 **03-6205-9531**

電話受付時間 午前9:30～午後4:30（月～金の平日）

相談時間 午前 ①10:00 ②10:45 ③11:30
（令和7年1月現在） 午後 ④1:00 ⑤1:45 ⑥2:30 ⑦3:15

立川相談所（2023年10月 移転しました）

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1

立飛ビル8号館2階 弁護士会立川法律相談センター内

予約 **042-548-7790**

電話受付時間 午前9:30～午後4:30（月～金の平日）

相談時間 午後 ①1:00 ②1:40 ③2:20 ④3:00
（令和7年1月現在）

都内の市役所での相談

※市役所での相談は、相談日を電話で確認の上、お出かけください。

※市役所では相談のみで、弁護士への依頼や示談あつ旋の申込み手続きはできません。

- 八王子市役所 ☎042-620-1164
- 小金井市役所 ☎042-387-9818
- 立川市役所 ☎042-528-4319
- 武蔵野市役所 ☎0422-60-1921
- 三鷹市役所 ☎0422-44-6600
- 青梅市役所 ☎0428-22-1111
- 府中市役所 ☎042-366-1711
- 昭島市役所 ☎042-544-5122
- 調布市役所 ☎042-481-7032
- 町田市役所 ☎042-724-2102
- 小平市役所 ☎042-346-9508
- 日野市役所 ☎042-514-8094
- 東村山市役所 ☎042-393-5111
- 国分寺市役所 ☎042-312-8713
- 国立市役所 ☎042-576-2111
- 福生市役所 ☎042-551-1529
- 狛江市役所 ☎03-3430-1111
- 東大和市役所 ☎042-563-2111
- 清瀬市役所 ☎042-497-1803
- 東久留米市役所 ☎042-470-7738
- 武蔵村山市役所 ☎042-565-1111
- 多摩市役所 ☎042-338-6806
- 稲城市役所 ☎042-378-2286
- 羽村市役所 ☎042-555-1111
- あきる野市役所 ☎042-558-1216
- 西東京市役所（田無庁舎） ☎042-460-9805

交通事故の 相談・示談あつ旋

弁護士による
無料



霞が関
相談所

新宿
相談所

立川
相談所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3F
TEL. 03(3581) 1782

日弁連交通事故相談センター東京支部で行っている3つの無料のお手伝い 弁護士が、交通事故に関するお悩みの解決をお手伝いします

東京支部

<https://tokyosibu.jp>

03-3581-1782 まで、お気軽にお尋ねください



1 面接相談

無料

弁護士が、お持ちいただいた書類などを確認しながら、助言します。
1回の相談時間は30分です。
霞が関・新宿・立川の相談所を通算して5回までご相談いただけます。

2 電話相談

無料（通話料はご負担ください）

03-3581-1770

月曜～金曜日 午前の部 10時～12時30分
（祝日を除く） 午後の部 1時～3時30分

弁護士と直接お話しただけます。
相談時間は10分です。

3 示談あっ旋

（裁判外紛争解決手続、
通称ADR）

無料

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、当センターの弁護士が間に入り、公正・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。
調停の民間版ともいえるべき制度で、早期に適正な賠償額での解決が期待できます。

●ご利用方法

まずは面接相談を受けていただき示談あっ旋に適する事案かを弁護士が判断した上、申込み手続きをしていただきます。



●相談できる内容

自賠責保険（共済）への加入が義務づけられている**自動車・自動二輪車等**による日本国内で起きた交通事故の**民事的な問題**についてです。（刑事事件や行政処分の相談は行っていません。）

* **民事的な問題**とは、損害賠償額の算定、時効等の法律問題、賠償責任者の認定、請求の方法、過失の割合などです。

例えば…

治療費はいつまで払って貰えるのか？
慰謝料額の目安を知りたい
保険会社から書類が届いたけれどどうすればいいの？
相手から示談を催促されているが示談はいつしたらいいか？

●相談できる方

交通事故の当事者ご本人（加害者でも被害者でも可）です。（ご家族、四親等内の親族の方が当事者に代わって相談することもできます。）

* すでに弁護士の代理人を選任している時は、面接相談を受けられません。
* その他、相談を行うのに適当でないと思われるときは、相談をお断りします。

●ご利用可能な事案

自賠責保険（共済）に加入が義務づけられている車両による「自動車・自動二輪車」事故事案にご利用いただけます。

人 損 事 故

損害賠償義務者の保険の有無にかかわらず利用可能です。
物損がある場合、物損も同時に示談あっ旋を行えます。

物損のみの事故

損害賠償義務者が一定の保険または共済に加入している場合、利用可能です。

審査

示談あっ旋が不調に終わったとき、次の9共済については、当センターの審査委員会が出す結論を尊重していただくことになっています。

- ・全国労働者共済生活協同組合連合会
- ・全国共済農業協同組合連合会
- ・生活協同組合全国都市職員災害共済会
- ・全日本自治体労働者共済生活協同組合
- ・全国自動車共済協同組合連合会
- ・教職員共済生活協同組合
- ・全国自治協会・全国町村職員生活協同組合
- ・全国市有物件災害共済会
- ・全国トラック交通共済協同組合連合会
- ・全日本火災共済協同組合連合会

面接相談の流れ

① ご予約のお電話をください （各相談所の電話番号は裏面）

事故に関する情報を簡単にお聞きしますので、相手の方や保険会社から届いた書類をお手元にご用意の上、ご連絡ください。

② 以下のような資料をお持ちであれば、 ご準備ください

※資料が揃っていない場合も、ご相談できますのでご安心ください。

- ・交通事故証明書
- ・診断書、後遺障害診断書
- ・加害者と被害者の任意保険の有無、種類
- ・示談交渉をしている相手から届いたもの
（保険会社の提示書面や弁護士からの通知など）
- ・事故の状況を示す図面
（道路状況、加害・被害車（者）の位置、場所、日時、天候など）
- ・現場・物損被害等の写真
- ・事故前の収入を証明するもの
（給与明細、休業損害証明書、源泉徴収票など）

③ 相談日当日は予約時間の 20分～30分前にお越しください

受付で所定用紙に事故の概況をご記入いただけます。
※時間は目安でお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

④ 弁護士と、相談室でご相談です

相談時間は30分です。
個人情報取扱にご同意いただき、相談開始です。

- 事案により **示談あっ旋をお申込みいただけます**
- 事案により **弁護士を依頼することもできます**

弁護士を依頼されたい方は、相談室で、弁護士に直接お申し出ください。依頼をお受けするかどうかは弁護士の判断となります。弁護士を依頼するには弁護士報酬（着手金と報酬金）が必要です。（**弁護士費用保険の利用も可能です。**）

⑤ 相談は5回までご利用いただけます